

施設内人権侵害防止チェックリスト（施設用）

施設名

記入者名

記入年月日

(1) 利用者の意志・個性の尊重	1. 十分できて いる	2. ある程度で きている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①福祉サービスの利用や変更の際は、本人並びに家族等に十分な情報提供と説明を行い、本人または家族等の同意を得て実施している。						
②個別支援計画の実施については、本人並びに家族等への十分な説明を行い、同意を得て実施している。						
③福祉サービスに対する利用者の意見、要望などを聴く機会を定期的に設け、意見等がサービスに反映されるようにしている。						
④宗教的背景をもつ法人等にあっても、本人の信教の自由を尊重している。						
⑤居室やグループの所属に関しては、本人の意思を最大限尊重するよう努めている。						
⑥行事や利用者の活動計画には、計画の立案段階から本人が参画できるようにしている。						
⑦日課や行事をやむを得ず変更する場合は、必ず利用者に伝え、了解を得るようにしている。						
⑧個人の嗜好を尊重し、あらゆる場面において選択の幅を広げるよう努めている。						
⑨日常生活においては、過去の生活歴を把握し、それまでの生活習慣を尊重している。						
⑩言語によるコミュニケーションが難しい利用者には、代替コミュニケーション手段や表情や行動等から利用者の意志や希望の把握に努めている。						
(2) 利用者の社会参加支援	1. 十分できて いる	2. ある程度で きている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①地域の文化・芸術活動およびサークル活動や催物などに参加するなど、利用者の社会参加の機会が広がるように努めている。						
②利用者が公共施設、飲食店やマーケット等、地域の資源を利用する機会を多く持てるように支援している。						
③地域住民と利用者、支援者とが交流を図るために、行事への相互参加やふれあいの機会を得られるように努めている。						
④職場実習や職場見学、他の施設実習などを行い、利用者が様々な体験の機会が得られるよう努めている。						
⑤利用者の意志を尊重した就労支援に努めている。						
⑥利用者が就労する際には、雇用主並びに職場の従業員に対し、障害のある人への正しい理解が得られるよう努めている。						
⑦利用者の就労後についても、本人、家族等や雇用者との連携を図り、継続的な支援に努めている。						
(3) 利用者の生活環境の保障	1. 十分できて いる	2. ある程度で きている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①利用者の生活が、社会一般の暮らしとなるように努めている。						
②利用者本人の趣味・趣向などを活かすプライベートな時間と空間を保つように努めている。						
③利用者の大切な物を保管する場所が確保され、利用者自身による管理ができるよう努めている。						
④起床・就寝時間や食事時間帯などの生活リズムについては、利用者の希望を尊重している。						
⑤食事は、栄養面を考慮した上で、利用者の嗜好や要望を聞き、献立に反映されるよう努めている。						
⑥入浴、シャワー等は毎日提供できるよう努めている。						
⑦日中の活動の場と生活の場は、明確に区別できるよう努めている。						
⑧事故防止、安全管理については、しっかりとした組織体制を作り、マニュアルを作成するなど周知徹底を図り、十分な注意を払っている。						
⑨夜間支援においては、利用者の安眠を妨げないよう最大限の配慮をしている。						
⑩眼鏡、入れ歯、補聴器などの装具や福祉機器は、本人の最も適したものを利用できるように支援している。						
⑪季節と時と場所に適した清潔な衣類を、不足なく着用できるよう支援している。						

施設内人権侵害防止チェックリスト（施設用）

（４）情報提供と信頼	1. 十分でき ている	2. ある程度 できている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①福祉サービスの利用を始める際は、事前に利用者や家族等に対して見学や面接を行い、福祉サービスの内容、支援の基本方針などの説明を十分にしている。						
②施設等の基本方針や事業計画、個別支援計画などは、随時利用者や家族等に報告・開示している。						
③利用者への情報提供は、利用者にわかりやすいように読みやすい字で記し、口頭による朗読や代替コミュニケーション手段を用いるなどの工夫をするよう努めている。						
④家族等に対し、利用者の健康状態や生活・活動の状況について、定期的に報告及び説明を行っている。						
⑤利用者に万が一事故があった場合は、速やかに家族等へ連絡し、また、さらにその後の診断結果や経過についても報告している。						
⑥新聞、テレビ、雑誌などを活用して、社会一般の情報を正確にわかりやすく提供している。						
（５）安心と安全の保障	1. 十分でき ている	2. ある程度 できている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①利用者の性別や年齢に応じた生活様式を尊重している。						
②利用者の心身の健康に細心の注意を払うとともに、必要時には適切な医療行為が受けられるようにしている。						
③利用者の生理的、心理的ストレスに対する配慮を行っている。						
④感染予防対策を行っている。						
⑤利用者の言葉や行動に対して、否定的な対応は行わないように努めている。						
⑥利用者が安全に生活を送り、活動するための環境整備に努めている。						
⑦利用者に分かりやすいコミュニケーション手段を用い、不安を与えないように努めている。						
⑧利用者の変化に注意を払い、小さな変化に対しても適切に対応をしている。						
⑨ヒヤリ・ハットの記録・報告体制を整備し、支援者間でヒヤリ・ハットの情報を共有するとともに、その原因を究明するよう努めている。						
（６）利用者に対する専門的支援	1. 十分でき ている	2. ある程度 できている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①利用者一人ひとりの個性と特性を把握し、可能性を伸ばし、自立を促す専門的支援を行っている。						
②利用者個々のニーズを的確にとらえ、個別支援計画に沿った福祉サービスを提供している。						
③利用者の意志決定のための機会・場面を多く設定し、自立と自己実現に向けた支援を行っている。						
④聴覚障害や視覚障害のある利用者には、利用者個々に合わせた適切なコミュニケーション手段を工夫している。						
⑤移動が困難な利用者に対しても、積極的に社会との関わりが持てるよう支援している。						
⑥性に関する学習の機会を設けるとともに、性の問題に関する対応マニュアルを作成し、必要に応じ適切に支援している。						
⑦利用者の男女の交際や結婚について、適切な支援をしている。						
（７）自己研鑽・健康管理	1. 十分でき ている	2. ある程度 できている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①支援者は支援の専門家としての意識を確立するため、相互に啓発するよう努めている。						
②支援者は自らの職業における倫理観の確立と専門性の向上のため、積極的に学習する機会を持ち、研修会に参加するなど、研鑽を積むよう努めている。						
③利用者支援にあたっては、常に自分の言動を振り返り、支援者間相互においても支援のあり方を点検し、日々の支援に活かすように努めている。						
④支援者は常に適切なサービスが提供できるよう、自らの心身の健康管理に努めている。						

施設内人権侵害防止チェックリスト（施設用）

（８）支援者のチームワーク	1. 十分にでき ている	2. ある程度で きている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①支援者相互の共通認識の下に、利用者への一貫した支援を行っている。						
②一貫した支援を行うために、利用者に関する情報を支援者相互で共有するよう努めている。						
③利用者の抱える課題解決に向け、他職種の職員とも積極的に協力し、あらゆる角度から検討する機会を持っている。						
④報告・連絡・相談はチームワークには不可欠であることを認識し、遵守している。						
（９）管理者の責務	1. 十分にでき ている	2. ある程度で きている	3. あまりでき ていない	4. まったくでき ていない	5. 非該当	備考
①利用者への体罰や不適切な対応を行った支援者に対しては、就業規則に基づき懲戒免職を含め厳正な処分を行っている。						
②苦情解決委員会等を設け、利用者や家族等の意見、苦情、要望等に対しては、速やかに、適正かつ誠実に対応している。						
③利用者の権利擁護のため、第三者による評価の機会を設けるように努めている。						
④利用者の権利擁護に向けて、支援者の研修を実施している。						
⑤利用者の安全、安心、快適な生活を守るために、事故防止、個人情報保護等に関する各種マニュアルを整備し、遵守するよう努めている。						
⑥施設等に倫理委員会等を設置し、人権に対するチェック体制を確立している。						
⑦利用者、家族等関係機関と権利擁護に関する意見交換の場を設けるように努めている。						
⑧本来は家族等の管理が望ましいが、やむを得ず利用者の年金・預かり金を管理する場合には、管理規程を作成・遵守するとともに、チェック体制を確立している。						
⑨利用者の年金・預かり金に関する通帳等の内容については、利用者または家族等に定期的に通知もしくは説明し、確認を得ている。						
⑩家族等あるいは一般市民やオンブズマンなどの第三者からの情報開示を求められた場合は、個人情報保護規程に則り、適正に対応している。						
⑪利用者や家族等と法的な問題が生じた場合は、専門家に相談するなどして、適正かつ誠実な対応を講じている。						
⑫利用者の選挙権の行使にあたっては、積極的かつ適切な対応に努めている。						